

馬淵浩一著

『倫理空間への問い―応用倫理学から世界を見る』

(ナカニシヤ出版、二〇一〇年)

奥田 太郎

本書は、応用倫理学の営みに正面から取り組もうとする意欲作である。その真摯な姿勢は、「応用倫理学者の「倫理性」への問い」(二二頁)という仕方で明確に言い表わされている。それは、「個別の領域に関わる倫理学者としての振る舞いの倫理性」(同頁)とも言い換えられ、さらに次のように述べられる。すなわち、倫理問題が立ち上がる場面にならず存在する「受苦する他者のかたわらで、どのような思考を紡ぎだし、どのような言説を織りなしていくかは、応用倫理学にとって根本的な問題であり、このことは、「実践的であることをみずからの課題とする倫理学そのものにも同様のことが当てはまる」と。馬淵は、このようにして、応用倫理学の倫理性という問題と倫理学的思考そのものの倫理性の問題との連続性を指摘し、「応用倫理学への問いは、かくして倫理学的思考の本性とはなにかという倫理学への問いを誘

発する」と述べる。こうした馬淵の言説は、かつて土屋俊が「応用倫理学に取り組むことは、この現代において倫理学を真剣に行うことではないかあり得ない」(『情報倫理の構築』(新世社、二〇〇三年)五頁)と述べたことに通ずる、応用倫理学という営みの核心をついたものであると言えよう。

こうした基本的なスタンスに貫かれて、本書において扱われるテーマは、安楽死、エンハンスメント、環境倫理、世代間倫理、国際援助の倫理、正戦論、資本主義、自由主義であり、問題領域についても議論の層についても、多岐に及ぶ。馬淵自身がこうした多様なテーマを「応用倫理学」として一括りにして論じる自らの方法を「雑然」とでも形容すべきスタイル(二三頁)と称して半ば肯定的に提示しているように、本書の扱うテーマの多様性とそれを扱う筆致が、本書を新世代による応用倫理学の試みとして位置付けることを可能にしている。

安楽死の問題を導きの糸として、「人を殺めることは許されるか」という問いへの入口へと案内される第一章では、最終的に、生命倫理学で鍛え上げられてきた自己決定や自律の概念が密かに「身体の自己所有論」を前提としていることが指摘されている。また、第二章では、人間の能力や性質を改良・増強するエンハンスメントをめぐる基本的な論点が提示された後、遺

伝子の配分的正義の問題にまで説き及び、末尾では、「エンハンスメントに託されたさまざまな思考の回路を、もういちど社会性という視点から問いなおす」(七八頁)ことが提言される。

環境倫理学を扱う第三章では、環境倫理学が提起する道徳的配慮の対象の拡大を論じながら、動物解放論や生態系中心主義などが扱われ、最終的には、「生きていくために、人は暴力的であることを免れないにもかかわらず、なぜ暴力的であってはならないのか」(二〇八頁)という「人間の存在構造にかかわる水準」(二一〇頁)の問いに突き当たる。実は、この問いは、馬淵が本書全体に潜ませる「暴力」というテーマに深く関わるものであり、その後の章にて、ゆるやかにこのテーマの周辺をめぐる議論が展開されることになる。

続く第四章では、通時的なパースペクティヴから世代間倫理が論じられ、それに対して第五章では、共時的なパースペクティヴから国際援助の倫理が論じられている。馬淵は、未来世代の人びとや遠国の飢餓者に関わる倫理的な問題について、時間軸と空間軸での「倫理空間」の拡張・再設定を通じた「あらたな他者」(一五九頁)の登場によって立ち顕われた問いとして捉えている。時空の両軸にわたって一度広げられたパースペクティヴから、第六章から第八章にかけては、正戦論、資本主義、自由主義という

大きな枠組の中での倫理問題が扱われている。重要論点をそつなく簡潔に述べる中で、馬淵自身の「暴力の倫理学」という構想が見え隠れしており、教科書・入門書的な体裁をとりながらも野心的な全体構成となつている。

最後に、あえて不満を述べるなら、いずれの章についても言えることだが、重要な問題提起にまで到達しながら、それをそのまま放置して次のトピックに移つてしまうため、読者としてはその都度消化不良を味わうことになる。しかしそれは、本書が初学者に向けて書かれていたことを思えば、やむをえないことなのかも知れない。馬淵自身が掲げた、「日常生活批判」かつ「倫理学批判」としての倫理学の営みによつて「倫理空間としての世界の見え方に変容をもたらし」とばや思考を紡ぎだしていく「本格的な試みが今後、応用倫理学の書として馬淵自身の手によつて改めて世に問われることを期待したい。

信原幸弘・原塑・山本愛実編著

『脳神経科学リテラシー』

(勁草書房、二〇一〇年)

井上 研

脳神経科学の専門家が疑似科学的な脳神経科

学を批判した一般向けの書籍は数多あれど、本書のような「脳神経科学リテラシーを身につけさせる」という明確な目的の下、大学の講義で教科書として使われることが意図されたものはこれまでになかった。脳についての俗信、いわゆる「神経神話」がインターネットをはじめ様々なメディアに蔓延しつつある現状において、本書のような志の高い書籍が出版されることの意義は大きい。

編者によれば、脳神経科学リテラシーとは以下のような複数の項目からなる。

1. 脳神経科学の成果からできるだけ多くの恩恵を引き出し、できるだけ害を減らすため、脳神経科学をうまく活用する能力。(p.iii)
2. 脳神経科学をわたしたちの生活や社会にとつて望ましい方向に発展させる能力。(p.iii)
3. 脳神経科学的な言説における過度な単純化や誇張を見抜く能力。(p.vi)
4. これらの能力を実現するための脳神経科学の知識(つまりわたしたちの生活や社会に深く関係するかぎりでの脳神経科学の知識)。(vi)

以上をまとめると、本書において「脳神経科学リテラシーを持っている」というのはただ単に脳神経科学についての知識を持っているとい

うことを指すだけでなく、その知識を用いて主体的に判断・活動ができるという実践的な側面をも含むものと考えられているようである。

本書で扱われているトピックについて簡単に紹介しよう。本書は全15章からなり、全体のイントロダクションにあたる第1章を除き、二部構成になつている。I「認知機能の脳神経科学」(第2章から第7章)では、知覚や記憶、意志決定、道徳的判断の神経基盤を探索する、どちらかと言えば基礎的な研究が取り上げられる。II「脳神経科学と社会」(第8章から第15章)では、脳画像技術化を用いたマインド・リーディング(本書では特に虚偽検出)やブレイン・マシン・インターフェイス、スマートドラッグによる認知的エンハンスメントといった、脳神経科学の応用的研究が取り上げられている。それぞれの章は比較的独立した内容を持つており、どの章から読み進めても構わないような構成になつている。読者は筆者らによる様々な研究の紹介・分析を通じて、現在行われている脳神経科学研究についてすべてではないにせよ、かなり広範な知識を得ることが出来る。また、現在の程度まで脳神経科学が社会に入り込みつつあるのかを把握することができるようになつている。

本書の特長は、実践的側面を含んだ脳神経科学リテラシーを身につけさせるために採用され

ている叙述スタイルにある。説明しよう。本書では第1章と第15章を除くすべての章において、まずその章のトピックと関連する脳神経科学の実験とそのデータを詳しく紹介し(他の一般向け書籍と比べ、実験参加者の数や、どのようなタスクを与えたのが丁寧に記述されている)、次いでその実験から導かれた知見に基づいて、その知見がわれわれの日常生活にどのように関わるのか、社会的、倫理的な問題にどう影響を与えるのかについての考察を行うのである。例えば、第3章の記憶というトピックの場合、「目撃証言の誤り」の原因となる「偽記憶」(つまり誤った記憶)についての脳神経科学的研究が紹介された後、この研究が裁判における目撃証言の誤りの検出に使えるかどうか、という問題と関連づけられる。記憶の脳神経科学が社会の中でどのような役割を担っているのか、という社会的な問題と結び付けられるのである。これは脳神経科学の実験を参照し、そこから得られる知見に基づいて社会的な問題を考察するという、思考のパターンないしモデルを提示しているところと見ることが出来る。読者は、このモデルを修得することによって、脳神経科学と関わる社会的問題について主体的に考察し、判断する手順を学ぶことができるのである。

もう一点特筆すべき点は、本書が脳神経科学の知見をただ紹介するだけでなく、世間にあふ

れている疑似脳科学的言説の疑い方まで論じている点である。われわれは脳科学の知見や、脳画像が宣伝に付け加わっていることで、その商品の効果が「科学的に実証されている」と勝手に思い込んでしまい、そこで思考停止に陥りがちである。そうなるまいというものは、科学的言説を疑う方法を知らないということが一つの大きな理由であろう。第14章で脳トレを題材に取り、広告に用いられる脳機能画像の信頼性をどのようにして評価するのかを論じている。詳述はしないが、次のような手順で分析を行っている。まず脳トレ広告の主張を論証の形に再構成する。次に前提の妥当性を判断する。その際に、その前提の根拠となっている学術論文が本当に主張をサポートするものなのかどうかを確かめる。このような手順は専門家でない者が参考にするには敷居が高い。しかし、科学的言説だつて疑いの対象になりえるということを示すだけでも大きな価値があるだろう。

以上の点から、実践的な側面を含む脳神経科学リテラシーを読者に身につけさせるという編者らの試みは概ね成功していると言える。しかしながら、評者は本書には教科書として使うためには不足している点が二つあると考えている。以下ではそれを指摘し、本書への批判的コメントとする。

まず、本書には読者が脳神経科学の知見につ

いて自らアップデートしていく方法についての記述が欠けている。脳神経科学に関する科学技術政策について適切に判断し、脳神経科学をどう方向付けるかというような問題は、一時的に関わればよいというわけではなく、市民生活を続けていく間、常に関わり「続ける」必要がある。一般的に言って科学的知識は時間がたつと古くなるものである。本書に書いてある内容も、二三年の内に古くなっている部分も出てくるだろう。特に、道徳的判断や自由意志、社会的行動、マインド・リーディングの脳神経科学は始まったばかりであり、そういった分野で生み出される成果はこれから何度も塗り替えられて発展していくだろう。今日論文で発表されたことが明日には覆されるかもしれないのである。このことはどの分野でも同じだろうが、新興分野では知見の移り変わりのサイクルが短いことが予想される。このとき、どこにアクセスすれば現在行われている最新の事実について知ることができるのかを知っていれば、移り変わりの激しい分野であっても、その都度自ら知識をアップデートすることが出来る。もし、本書の内容を随時アップデートしていくという「アフターケア」をしないのであれば、本書の中で読者に自分の知識を自らアップデートしていく方法を伝授すべきだと思うのだが、それを求めるのは高望みであろうか。

もう一点は、本書を読んだだけでは、実験データを自ら読み解くことができるようにはならないという点である。本書ではさまざまな実験データが図や表の形で紹介されているが、それらを読み解く方法は書かれていない。上で本書の特長として、必ず脳神経科学の実験やデータを詳しく紹介しているという点を挙げた。このことは、科学的知識は実験を通じて生み出されるということを読者に知らしめることには成功しているのだが、読者がいざ本書を離れて、自分でも論文を調べてみようか、ということになったとき本書はあまり役に立たない。別途実験データの読み解き方という項目を補う必要があるだろう。

以上二点の不満があるが、このことは決して本書の価値を減ずるものではない。現在、脳神経科学政策は、社会への還元を目指した研究に重点が置かれるようになってきている（科学技術・学術審議会『長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策について』参照）。今後ますます脳神経科学が社会に入り込んでくることが予想される。脳神経科学の専門家ではないわれわれは、この趨勢をどのように受け止めるべきかについてこれから考えていかなければならない。その際、本書が頼もしい手引きとなることは間違いない。

河原純一郎・坂上貴之編著

『心理学の実験倫理―「被験者」実験の現状と展望』

(勤草書房、二〇一〇年)

鈴木 真

本書では、心理学者たちが、実験系心理学の調査・実験遂行上の困難と倫理問題について論じている。「はじめに」によると、本書の目的は、日本の実験系心理学での実験の現状を明らかにし、安全な実験環境の構築に貢献することである。研究倫理の問題のうち、調査・実験の参加者を集め、それを実施する際に直面するものだけを扱い、動物や臨床群を対象にする研究の問題は扱っていない。また、実行の遂行段階までを焦点にしており、結果の分析や公表については詳しく論じていない。主として想定されている読者は、心理学研究者ないしその卵である。以下を読まれる際には、書評者が、社会心理学に最近入会したとはいえ、基本的な哲学・倫理学者であり、おそらく想定されていない読者として書評していることに注意されたい。

本書は六章で構成されている。第一章では、倫理規定について、何が重要なのかについての著者の判断を交えながら説明している。実験で生じるリスクの回避と、人権の尊重および自発参加という二点が実験系心理学研究の倫理原則

の本質である、と主張されている。また、倫理原則の違反から生じうる問題を説明し、そのような問題を未然に防ぐための手段としての説明付き同意（インフォームド・コンセント）と倫理審査委員会について解説している。

第二章では、調査・実験のプロセスに沿って、起こりうる諸々の倫理問題を考え、またそれに対処する手段として講じられている処置について解説している。具体的には、研究計画の策定と研究倫理審査申請、参加者の募集と事前説明、参加者プールの利用、サンプリングバイアスの問題、事後開示等について論じている。

第三章では、日本ではほとんど運用されていない、実験参加者プール制度の管理や評価やガイドラインなどについて、北米の大学の例を引きながら説明している。ウェブを利用した参加者プール管理システム（SONA）についても解説している。

第四章では、参加者から十全な説明の上での同意がとれない、もしくはとろうとすることが研究目的の達成と齟齬をきたす場合について考察している。とりわけ、幼児を実験参加者にする場合や、欺瞞手続きを含む研究の場合について、日本の知覚発達心理学や社会心理学の研究の現状を紹介しながら検討している。

第五章では、二〇〇九年度に編者の一人（河原純一郎氏）が行った、日本の実験系心理学者

がどのように実験参加者を集めているか、そしてそこにどのような工夫や困難があるのかを知ることが主目的にした調査の結果を紹介している。関西学院大学と中部大学における、日本ではまれな実験参加者プール制度の運用についても解説している。そこには、現在の環境をどのように変えていくことが望ましいかについての提言が織り交ぜられている。

第六章は、よりよい調査・実験を実施するためのQ&A集となっている。ここを読むと、どのような実際的な困難や倫理的問題がありうるか、そしてどんな対処法が適切である(と著者が考える)かがわかるようになっていく。具体的には、倫理審査委員会が研究者の大学にない場合の対処の仕方、利益相反、共同研究に関する問題、研究と業務の区別、個人情報保護、謝礼の扱い、研究によって参加者に疾患が疑われる場合の対処などについて、事情を簡潔に説明しつつ対処方針を提示している。

本書の末尾には、全章を踏まえた結論として一読の価値のある「おわりに」と、充実した参考文献表と索引が付いており、学術書としても価値あるものになっている。

本書の性格は具体的かつ実用的であり、倫理原則に関する根本的な議論を期待すると失望する。倫理綱領やそこに掲げられている倫理原則は、解釈の余地はあるとしても基本的にただ

しいものとして前提されている。また、その倫理原則間に葛藤が生じた場合にどうすべきか、といった問題が明示的に扱われている箇所はほとんどない。欺瞞手続きは使用すべきでない、という実験経済学者の議論を扱っているのはこの例外にもみえる。しかし、彼らの議論の根拠は欺瞞手続きの使用が参加者の疑いを生むことで実験結果の妥当性を損なうということだと紹介されており(二四六)、参加者の自律の侵害や信頼の裏切りといったもつと重大な倫理的懸念にみえるもの、そしてそれらと科学的に適切な研究の実施による知的・社会的貢献という目的の葛藤を、直接扱うことにはなっていない。(本書を補うものとして、心理学だけでなく科学研究一般の倫理についてのより根本的な議論を含み、動物や臨床群を対象とする研究も視野に入れ、実験だけでなくその結果の分析や公表の問題も考慮に入れた、以下のような著作を読むのが良いかもしれない。K. Shrader-Frechette, *Ethics of Scientific Research* (Lanham, MD: Rowman & Littlefield, 1994); D. Resnik, *The Ethics of Science* (New York: Routledge, 1998).)

むしろ、読者は本書を、日本における実験系心理学とその実践的・倫理的問題の現状(と過去)を知るための窓口とするほうがよいだろう。本書は心理学研究者だけでなく、こうした現状を知りたい人にも有用である。たとえば、

調査・実験の倫理審査委員会に、心理学関係者以外の人間、たとえば、法学関係者や哲学・倫理学関係者の参加が求められることもあると思われる。この点は本書では強調されていないが、審査によって研究者の前のめり傾向に手綱を付けて実験参加者を保護するという目的からすれば、医学や生物学の研究の場合と同様、心理学研究の場合にも倫理審査委員会にはそうした第三者が加わることが望ましいだろう。この提案についての心理学側からの懸念の一つは、部外者による現状を踏まえない倫理的審査によって研究の進展が不必要に阻害されることである(二一九、一六四、一八二)。この懸念に対処するためにも、心理学関係の倫理審査委員会に参加する人々には、本書を読んで実験系心理学の現状を把握されることを期待したい(なお、心理学者には、倫理審査委員会の委員が研究や教育や実務で忙しい中貴重な時間と労力を割いて審査を行っていることを忘れず、彼らとその判断を丁寧に扱っていただきたい)。

心理学の倫理に関する著作は従来も出版されているが、調査・実験に関わる実際の問題と倫理を焦点にして本格的に論じたものは、わが国では初めてであろう。本書が出版された背景には、日本では実験参加者を募るシステムが整備されておらず特に米国に比べて研究に支障があるという問題や、国際的な心理学系学会誌が倫

理審査をパスしていない論文を掲載しない方向に行きつつあるのに、日本の現状ではまだ多くの大学で倫理審査委員会が無いといったことによるとスキャンダラスな問題が、いよいよ心理学者の間でも認知されてきたことがある。こうした問題状況に対処する著作として、本書は時宜を得た良作であり、著者のような部外者からしても心理学研究者に一読を薦められる本になつていくようにみえる。

哲学・倫理学的視点からのコメントを二つ最後に述べておく。第一に、著者のように、実験系心理学研究の倫理原則の根本を、「リスクの回避と、人権の尊重及び自発参加」、という言葉でくくるのは、研究からのメリットの考慮と、それとのリスクないしデメリットの比較が大事であることに目が向かなくさせる恐れがあるようにみえる。本書でもローゼンサールの主張を引用して示唆しているように(三四―三五)、諸々の心理学的調査・実験を様々な資源・人材を使い参加者に負担とリスクをかけてまで実施することが許されるのは、それに研究上ないし応用上のメリットがあるからである。特に、欺瞞手続きを使つたり、幼児を対象にしたりする実験が許されるかどうかということの判断には、それをすることによつてしか得られない大きなメリットがあるかどうかという点の考慮が欠かせない。そして、そのようなメリッ

トを確保するために、調査・実験が科学的にきちんといわれるということが、倫理的な要請とも成つているのである。倫理というところを妨げる邪魔者であるかのような印象が幾人かの研究者の本音のうちにあるかのようにみえる(一八五―一八六)のも、倫理が単に研究の簡単で、十全な形での遂行(たとえば、適切に統制された形態での実施)に制限をかけるものとしか意識されておらず、そのメリットに基づいて研究を薦めたり正当化したりするものでもあるという面があまり認知されていないことに原因があるかもしれない。倫理的には、リスクや被験者の権利だけでなく、研究の学術上・応用上のメリット(の大きさ)も重要であり、心理学者と倫理審査委員会メンバーが共にこの点に留意すれば、意義ある研究の適切な形での遂行がより円滑に認められ、実施されていく場合も多いかもしれない。

第二に、個人情報を含まない実験データについて、本書は「一定期間保存しておくことが望ましい」と言っている(二二九)。この趣旨には賛成であるが、私は更に踏み込んで、そのようなデータ(だけ)は数十年間(望むらくは、学会が定める期間)保存して、それを再解釈・再分析したい人がいれば原則的には提供するこゝとを各研究者に要求すべきだと思ふ。データが無ければ、そこに遡つて再分析し、発表ないし

投稿された解釈・分析結果が本場に証拠によつて支持されているのか確かめることができない。そうした確認をしようという試みは、従来ほとんどなかったかもしれない。しかし、各人の解釈・分析が原則的には実験・調査データによつて第三者にチェックされるようにしておくことが、調査・実験とその解釈・分析が慎重に行われ、間違いが防がれ、研究の質が担保されることにつながるのではないだろうか。

細谷雄一著

『倫理的な戦争―トニー・ブレアの栄光と挫折』

(慶應義塾大学出版会、二〇〇九年)

小松 志明

四三歳の若さでイギリス首相の座にのぼりつめ、十年もの長い在任期間を誇つた政治家トニー・ブレア。その対外政策の本質に倫理という観点から迫つたのが本書である。彼が首相として自国兵士を戦場に送り込んだイラク空爆、コソボ戦争、アフガニスタン戦争、イラク戦争もここではすべて「倫理的な戦争」とされる。すなわち、彼は常に部分的にせよ倫理的な動機から戦争に臨んでいたのである。一国の外交とは元来利益を追求するものだが、二十世紀の

終わりに現れた若きリーダーが国益と並んで倫理を外交の中核に位置づけ、国益と倫理を整合させるという野心的な試みに乗り出したのである。

全体の構成は、序章、第一部（一〜三章）、第二部（四〜八章）、終章となっている。第一部では、倫理を重視するブレア政権の外交理念をまず見た上で、それを実現するための態勢づくりとして安全保障戦略と欧州政策の革新を位置づけ、検討している。第二部は四つの戦争の事例研究である。ブレアは倫理を掲げて新しい外交に乗り出したものの、英米関係の維持・強化という国益を重視する立場からアメリカとともにイラク戦争に突き進んでしまい、最終的に挫折した。そうしたブレア外交の軌跡を著者は豊富な資料を駆使してバランスよく丁寧にたどりながら、要所所で鋭い洞察を加えている。中でもひととき読み応えがあるのは、イラク戦争に至る経緯を分析した第六、七章である。単独行動主義に突き進むブッシュ大統領のアメリカを、何とかして多国間主義の枠組みに引き込んでブレーキをかけようとする、ブレアの苦悩が鮮やかに描き出されている。

ただ一つ気になるのは、この重要な事例研究の重点が、本書の中心テーマであるはずの倫理よりもむしろ多国間主義に置かれていることである。著者が論じるように、確かにブレア自身

は、フセインの圧政に苦しむイラク国民を救いたいという倫理的な動機からイラク戦争を支持したのであろう。ところが実質的に二つの章のストーリーの軸になっているのは、倫理とはやや次元を異にする単独行動主義／多国間主義の問題である。具体的にいえば、戦争に至る経緯の中でブレアが悩んでいたのは、倫理と国益をどう整合させるかということより、単独行動主義に走るアメリカとそれに反発するヨーロッパ（特にフランスとドイツ）の間をどう仲介するか、あるいはアメリカを国連ルートにどう乗せるかという問題である。これは確かに現実として「倫理的な戦争」の中で生まれた苦悩だが、「倫理的な戦争」なら、ではのものはいえないように思われる。思い切っていつてしまえば、仮に彼が倫理とは無関係に純粹に安全保障上の動機からイラク戦争を支持していたとしても、同じような形で苦悩したのではないだろうか。終章のまとめをみると、この事例から著者が引き出した教訓の一つは、「倫理的な戦争」は多国間主義に依らなければ国際的な正統性を得られないということのようである。しかしながら、多国間主義が現代国際社会の一般的なスタンダードであることを考えると、やはり倫理を中心テーマとする本書には、そうした一般論とは一線を画すような「倫理的な戦争」ならではの条件や課題の解明を期待したくなる——外交

や戦争の領域で倫理を重視すると、何か新しい特殊な事態が起きるのか。イラクの事例研究はこの期待に十分応えてくれないのである。

とはいえ、そもそもこの事例にそこまで求めるのも無理があるかもしれない。著者も認めているように、それは基本的にアメリカが安全保障上の動機から始めた戦争であって、たとえブレアのイギリスが倫理的な動機から参戦したとしても、本質的な変化が起きるわけではない。倫理はあくまで脇役に過ぎない。その意味では、本書において時に倫理の影が薄くなってしまうこと自体が、倫理を取り巻く国際政治の厳しさと、厳しさ故のブレアの挫折を物語っているともいえよう。

A. Linklater and H. Suganami, *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment*, Cambridge University Press, 2006.

角田 和広

本書『英国学派の国際関係論』は、A・リンクレイターおよびH・スガナミという、イギリスを代表し、さらには英国学派 (The English School) の学問的発展に大きな貢献を残してき

た論者二人による共著である。

スガナミ担当の第一章から第三章は、英国学派の思想的特徴を明らかにするものである。学派のメンバーシップの問題や、学派自体が排他性のある組織的なもの (Club-like) というよりも、国際社会概念の重視や個人的な繋がりに基づく集団的なもの (Cluster-like) である点を論じ、また構造的な研究 (国際社会概念など)、機能的な研究 (国際制度、多元主義・連帯主義など)、歴史的研究 (主権国家システムの展開など) に分けることで、学派の理論的貢献について紙片を割く。さらには、英国学派の学問的立ち位置について、例えば歴史を重要視する姿勢 (将来予測としての思索の役割など)、彼らの用いる理論概念 (因果関係を明らかにするというよりも、国際関係を理解すること) などについても、一歩踏み込んだ分析をおこなっている。

第四章から第七章にかけてのリンクレイターの分析は、現在の国際関係を論じる上での英国学派の役割に関するものである。システム間の変化を巡る因果関係 (例えば国際システムから国際社会へのシステム変化の原因となる礼節 [civility] への着目) について、あるいは危害 (harm) 原理と主権国家システムを結びつける、新たな歴史社会学研究の可能性に言及する。さらには「良き国際市民 (good international citizenship)」の原則の文脈にて、国際社会論の

多元主義者の考え方を「国家間の危害防止慣例 (international harm conventions)」として、また連帯主義者の考え方を「コスモポリタン間の危害防止慣例 (cosmopolitan harm conventions)」として位置づけることで、それぞれの社会の統治原則について議論を展開する。多元主義的国际社会とは、例えば主権原則の重視、反霸権的な外交政策に基づくものである。一方で連帯主義的国际社会とは、例えば主権原則が人権概念との関係性によつて相対化され、また国家を人権概念の保護責任者として位置づけるものである。

本書の前半と後半の議論は、一見するとそれぞれ異なる研究文脈に位置づけられるようにみえる。しかしリンクレイターの議論が、因果関係や歴史社会学分析に関する学派的限定的貢献といった、スガナミの批判的分析を受けつつその課題に答えているように、両者の議論は密接に関連しているといえる。

本書をどのように評価するべきなのか。ここでは、英国学派の歴史に対するスガナミの認識について指摘したい。スガナミが、C・マニングの影響力と役割、学派の重視する規範の意味合いについて論じたことは大きな貢献といえる。しかし依然として疑問に残るのは、マニングやM・ワイト、あるいはH・ブルが国際社会概念を分析対象として選択した理由にあ

る。確かに国際社会という概念自体は、スガナミの主張するように二〇世紀に「創り出された (invented)」ものではなく、ヨーロッパの知的経験から受け継がれてきたものである。しかしながら、「何故、彼らは一九五〇年代以降に過去のヨーロッパの知的経験を国際社会『論』として蘇らせる必要がある」と考えたのだろうか。スガナミの主張するように、学派が歴史的に作られていったのであれば、当時のイギリス国際政治学界を取り巻く状況や、イギリス社会に対する彼らの問題意識にも着目する必要があると思われる。こうした研究は、英国学派の論者たちの思想的差異に、光を照らすものと考えられる。

最後に、本書は英国学派の議論をさらに深める研究である。もちろん「国際政治理論に関する英国委員会 (The British Committee on the Theory of International Politics)」について十分に扱われていない、あるいは国際関係の見方について楽観的傾向がある、といった様々な批判が成り立つだろう。それでも本書は、次の研究課題へと繋がる礎石を示す重要な役割を、十分に果たしているといえる。



Ian Clark, *International Legitimacy and World Society*, Oxford University Press, 2007.

千知岩 正 継

国際関係論のキー・コンセプトのひとつに「国際社会」がある。この概念を案出して独自の国際関係理論を築いた英国学派によると、国際社会は、構成国の独立を前提としつつ、国家間の秩序ある共存の維持を優先した国家中心の社会だという。しかし実際には、国家の国内統治や対外行動を判断する国際的正当性の源泉のひとつとして、国際秩序に必要とはいえない人権・人道規範を国際社会は採用してきた。かような規範としては、古くは一九世紀における奴隷貿易の禁止規範、二〇世紀以降は数々の人権条約、国際刑事裁判所（ICC）の設置、対人地雷禁止条約、それに近年の「クラスター弾に関する禁止条約」などがある。それでは、国際社会が左様に人権・人道規範に同意してきた歴史と現状をどう説明すればいいのか。

ここで評する文献は、「世界社会 (world society)」による国際社会の社会化という観点からこの難問に答え、国際社会と世界社会にかんする従来の理解を改めようとする。要するに本書の第一目的は、国際社会で通用する正当性

原則の生成・発展に世界社会が果たした役割を明らかにすることにある。そこで問題となるのが、「世界社会」とはいかなる社会関係の領域なのかという点だ。ある研究者にいわせると、従来の英国学派における世界社会の概念は、トランスナショナルリズムやコスモポリタニズムなどの雑多なものを放り込んでおくのに便利な「ゴミ箱」にすぎなかった。本書の著者、イアン・クラークは、世界社会を非国家アクターからなる社会領域として定義したうえで、一九世紀から二〇世紀いたる多数の事例をつうじて世界社会の実相を描きだす。つまり本書の第二の目的は、これまで軽視されていた世界社会についての理解を理論のみならず実態面でも豊かにすることだ。そのため本書は、理論上の課題にとりくむ序章・一章・八章・結論を除いて、事例研究に紙幅の大部分を割く。すなわち、一九世紀前半における奴隷貿易の禁止規範の成立（二章）、ハーグ国際平和会議による人道概念の推進（三章）、戦間期における国際労働機関（ILO）の設置（五章）、国連憲章における人権規定の実現（六章）、冷戦後のヨーロッパにおける唯一の正当政府として民主主義体制を支持したパリ憲章（一九九〇年）（七章）、などについて詳述される。これらの事例研究は、トランスナショナルな平和運動や労働運動などが新しい規範を推進し、当該の規範が国際社会で

正当なものとして承認されたプロセスを解き明かしていく。

つまるところ、本書全体を通じて示される興味深い結論のひとつは、人権や人道にかかわる規範を受けいれるよう世界社会が国際社会を説得して社会化するという二つの社会領域の相補的な関係であり、さらに国際社会が世界社会の提示する新しい規範を取り入れることでそのアイデンティティを変化させている点だ。ただしパリ講和会議で人種平等規範が拒絶された経緯を検討した第四章を読めばわかるように、新しい規範の採択について世界社会による社会化が常に首尾よく成功したわけではない。というか、人種平等という斬新な規範が戦間期において実現しなかったのは、そもそも世界社会じたいがこの規範の価値について分裂していたからだ。したがって、進歩的な世界社会が保守的な国際社会を社会化するというような単純な図式が提示されているのではないにも注意しておく。

さらに本書からえられる優れた知見は、英国学派の国際社会や世界社会の概念に関係することだけではない。国際規範の創造・伝播・定着を説明しようとする規範研究、それに国境をこえる社会運動に着目したグローバル市民社会論などについても、本書は強い訴求力をもつ。また本書は、同著者による前作『国際社会にお

ける正当性』(二〇〇五年)と続編『国際社会におけるヘゲモニー』(二〇一一年)とともに、世界政治の文脈での正当性について考究するための必読文献といえよう。

奥田博子著

『原爆の記憶―ヒロシマ／ナガサキの思想』

(慶応義塾大学出版会、二〇一〇年)

中原 聖 乃

本書は、広島・長崎の原爆被害の表象を詳細に分析することにより、日本の「戦争被害者意識」を正当化する「唯一の被爆国」ないし「唯一の被爆国民」に支えられた従来のナショナルアイデンティティ「ヒロシマ」「ナガサキ」の脱構築を目指し、「ヒロシマ／ナガサキ」として「世界化」する可能性について考察する。

著者は、平和公園施設、展示品、新聞、歴史教科書などの中で回想される「記憶」のせめぎあいに着目し、広島・長崎の個別で多様な原爆体験がナショナルな集合的記憶に回収されるプロセスを解き明かす。このプロセスで、ローカルな「絶対平和」「安全保障の非核化」が一元化され、「唯一の被爆国(民)」というナショナルアイデンティティとして社会的に構築される

という。

では、「唯一の被爆国(民)」を超えていくにはどうしたらよいか。著者は、原発、核爆弾を問わずグローバルに広がる核被害について政治的判断を介在させず積み上げていく思考や、広島と長崎のローカルな語りを読み解く力が必要になってくると述べる。こうした作業を通して、核兵器廃絶と反戦／平和を訴える「ヒロシマ／ナガサキ」が生まれるというのが著者の主張である。

本書の、被爆者医療や援護制度、被爆地の復興、式典、新聞、展示、検定教科書など様々な制度やモノを意味生成の場、すなわちメディアとしてとらえている点に、新鮮さを感じた。「ヒロシマ」「ナガサキ」を世界化するために、重層的に構築された「唯一の被爆国(民)」という神話をさまざまな視点から解体しなければならぬという著者の思いが、多面的で詳細な肉厚な認識論的分析を通して伝わってきた。以前、若い学生の「靖国の遊就館も広島平和公園も同じ印象を受ける」という発言に「そんなはずはないでしょう」と切り返した評者だったが、確かに空間配置からみると、平和公園もナショナルなものを生みだし、式典によって再生産されている側面もあると納得した。

評者は、「平和と経済発展」を重視し、日本の戦争加害がないがしろにされた結果、「唯一

の被爆国(民)」「アイデンティティがあるという筆者の主張について全面的に賛同する。しかし、「主張の正しさは理解するものの、罪悪感を強制されているような息苦しさを感ずる」という少なくない人々を納得させることができるだろうか。こうした人々が納得する説明を評者はいまのところ持ち合わせていない。例えるなら、英語を懸命に学ぶ若い世代に、英語帝国主義の現実を訴えるのと同様の無力感を感じている。ないものねだりだとは思うがこれはいつもの評者を悩ませていることでもある。

ここで、二点指摘しておきたい。本書の「序」で「放射線を身体の外から浴びる被爆を体外被爆」、「身体の内側から放射線を浴びる被爆を内部被爆」と定義しているが(v)、誤りである。「被曝／被爆」と「内部被曝／外部被曝」の二つは異なる位相である。「被爆／被曝」は放射能の「原因」が原爆かそれ以外によって分けられる。「内部被曝／外部被曝」は、放射線を出す物質の「位置」が体内か体外かを問題にしている。「放射能の人体への影響」の永続性(三七一頁)や核爆弾と原発を区別するべきでない(二七二頁)という著者の主張ともかかわってくる基本事項である。

第二点は、筆者が主張しているグローバルにヒバクを考える重要性に関連するものである。本書の冒頭にグローバルな視点からみたヒバク

シャの説明が八行にわたって述べられているが(VI)、これは木村朗による「21世紀における平和秩序の構築を求めて—今こそ、原爆(核兵器)と劣化ウラン兵器の禁止・廃絶を!」論文(グローバルヒバクシャ研究会編、高橋博子・竹峰誠一郎責任編集『いまに問うヒバクシャと戦後補償』凱風社、二〇〇六年所収、一一頁)の文章にきわめて類似している。また、本書の原爆症認定率についての二〇〇六年度データ(五四頁)も、この本の沢田昭二「原爆症認定集団訴訟が問いかけるもの」の六九頁の文章と酷似している。二〇一〇年度刊行の本書では、厚労省ホームページに掲載されている最新データを用いるべきである。もしも、指摘した二か所をこの本から引用したのであれば、出典を明記しておくべきであろう。

本書では先行研究の分析は行われていなかったが、グローバルなヒバク研究は、歴史学、社会学、国際関係学などで多くの研究の蓄積がある。評者は、文化人類学的手法でローカルなヒバクシャの語りや経験をすくいあげる研究を行っている。そのローカルなヒバク体験をナショナルなものに取り込む装置をコミュニケーション学的視点から考察したものが本書であるが、評者にとって新鮮で、グローバルなヒバク研究全体にとっても重要な視点であることは言うまでもない。

フクシマを生きるいま、「核」を研究対象としてきた研究者が協力し、学際的な研究としていつそう洗練される必要があることを再認識させてくれた本であった。

小田川大典・五野井郁夫・高橋良輔編著  
『国際政治哲学』  
(ナカニシヤ出版、二〇一二年)

大庭 弘 継

グローバリゼーションの進展は、私たちにグローバルな問題群を突きつけている。本書『国際政治哲学』は、私たちが直面するグローバルな課題に対し、判断を下すための言葉と根拠と限界を提供するために執筆された教科書である。

本書が網羅する内容は次の通りである。第一章の「国際秩序の変容」は、正戦論、国家理性、リベラリズムなどを取り上げ、コミュニケーションアンとコスモポリタンとの間で揺れ動く世界秩序観を提供する。第二章「グローバル・ジャスティス」は、世界大での平等の在り方に関する議論の見取り図を描き出す。第三章「人間の安全保障」は、戦争がないことを意味していた平和の概念が、構造的暴力を皮切りに深化してきたプロセスを振り返る。第四章「民主的平和

論」は、国際社会の標準となりつつある民主主義が、実際に平和に貢献しているのか、批判的な考察を加える。第五章「グローバル・デモクラシー論」は、国境を超える政治の可能性を論じる。第六章「《帝国》とマルチチユード」はアメリカ帝国論／覇権論を相対的に捉える視点を提供する。第七章「近代日本における国際政治論の展開」は、大東亜共栄圏とともに潰えた戦前日本の国際政治思想を描き出す。第八章「国際秩序の法的構想」は、グロテイウスがめざした、あらゆる主体／地域／事項に対し適用される普遍的な国際法の構想を軸として、現在とは別個のデザインとして存在する国際政治学と国際法学の架橋を試みている。

評者にとって、特に興味深いのは、第七章である。戦前日本に芽生えた国際思想は、かつての日本が直面した現実から生まれたものであった。つまり、脱亜入欧から大東亜共栄圏に至るまでの国際政治思想は、当時の国際情勢と日本の選択肢との均衡の上に立つ生きた思想であった。現代の視点による一方的な断罪ではなく、学術的に核心と限界を取り出そうとする筆者の知的挑戦は、日本から再び国際思想を編み出していくうえで、不可欠な第一歩であるといえよう。